

【機密性1情報】

概要

海上保安庁所属の海岸局の通信圏等については、「デジタル選択呼出装置を使用した遭難警報の受信等を行うことができる海上保安庁所属の海岸局の通信圏等について」(平成5年海上保安庁告示第114号)(※)において規定している。

(※船舶安全法施行規則第1条第11項の「A2」水域(海岸局との間でMF無線電話により連絡を行うことができ、かつ海岸局に対してMFデジタル選択呼出装置により遭難呼出しの送信ができる水域)について定めた告示

今般、業務効率化及び経費節減のため、合理化を念頭とした中短波海岸局の見直しを行い、**廃止しても影響が少ない一部の中短波海岸局を廃止することとし、上記告示の改正を行う。**

廃止する中短波海岸局

- ①北海道所在の函館山受信所 (N41-44-47 E140-42-37)
- ②岩手県所在の釜石保安部送受信所 (N39-16-25 E141-53-20)
- ③千葉県所在の銚子送受信所 (N35-44-24 E140-51-27)
- ④静岡県所在の下田送受信所 (N34-40-12 E138-56-55)
- ⑤高知県所在の土佐山受信所 (N33-36-35 E133-31-30)
- ⑥宮崎県所在の油津送受信所 (N31-34-44 E131-24-31)

スケジュール

パブコメ期間：令和8年1月～2月

公布：令和8年6月10日

施行：令和8年7月1日

ただし、下田送受信所にかかる改正は施行期日を令和9年7月1日とする。

A2水域の減少イメージ

